国際契約一般条項のソフトロー性
――不可抗力条項（Force Majeure Clause）について――

吉　川　英一郎

Ⅰ　はじめに

本稿では，国際商取引（ビジネス）のソフトローを扱う。「ソフトロー」という語は多義的であるとされるが[1]，本稿で言う「ソフトロー」は，「『ビジネスロー』の範疇[2]」にあって「ハードローでないもの」であり，一方，「ハードロー」とは，法的拘束力を有するものとして国家が制定・締結した国家法・条約を指すものとして定義する[3]。なお，

1　多義性を指摘するものとして，例えば，齋藤民徒「『ソフト・ロー』論の系譜」『法律時報』第 77 巻第 8 号，2005 年，106–113 ページ，齋藤民徒「第 2 章　国際法学におけるソフトロー概念の再検討」小寺彰・道垣内正人編『国際社会とソフトロー』有斐閣，2008 年，23 および 26 ページの「多義性」や藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』有斐閣，2008 年の「はじめに」2–3 ページ（藤田友敬）に示されたカテゴリー 1～3 を参照。
「ソフトロー」の一応の定義として，「裁判所その他の国の権力によってエンフォースメントされないような規範であって，私人（自然人および法人）や国の行動に影響を及ぼしているもの」というのが見られる。藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』有斐閣，2008 年の「はしがき」i ページ（中山信弘）および「はじめに」2–3 ページ（藤田友敬）。しかし，ビジネス分野では，インコタームズや信用状統一規則に代表される統一規則がソフトローの例として頻繁に挙げられ（例えば，森下哲朗「国際契約とソフトロー」小寺・道垣内編，前掲書，200 ページや西谷祐子「国際支払とソフトロー－信用状統一規則の意義と法的性質」同書，215 ページ），これらは国家裁判所によってエンフォース可能であるから（前述藤田友敬の分類する「カテゴリー 3」に該当），前述の定義は，国際商取引契約をめぐって用いるには些か不都合である。したがって，本稿では，前述中山・藤田両氏提示の定義を用いない。
また，ソフトロー研究は国際法学で始まったとされるが，国際（公）法と国際私法とでは別個にディシプリン（方法）設定（前者の「漁業問題」と後者の「海運における『共同海損』」）が見られるという（小寺・道垣内編，同書の「はじめに」1–2 ページ（小寺・道垣内））。本稿では，国際私法が処置する「『ビジネスロー』の範疇」で論じる。国際（公）法分野で論じる「ソフトロー」（国際慣習法・条約を中心とする国際法規範ではないものの国際関係を規律する決議の類，あるいは義務内容の不明確な紳士協定的条約の類）は顧慮しない。この国際（公）法分野のソフトローについては，小寺彰「現代国際法学と『ソフトロー』－特色と課題」小寺・道垣内編，前掲書，9–22 ページ，特に 10 ページと齋藤民徒，前掲論文，2008 年，23–37 ページ参照。
2　小寺・道垣内編，前掲書は（「国際法」分野のソフトロー研究を「国際私法」分野に応用しつつも）主に「『ビジネスロー』の範疇」でソフトローを捉えている（2 ページ（小寺・道垣内））。本稿も同様である。
3　森下哲朗「国際契約とソフトロー」小寺・道垣内編，前掲書，196–197 ページは，「lex mercatoria　↗

念のため付言すると，本稿でいう「ビジネスロー」の範疇には，契約（書）自体を含めていない。ロー（法）というからには，当事者間の関係のみならず，社会を背景とするものでなければならず[4]，「ビジネスロー」というからには，ビジネス社会を背景とするものでなければならない。そのため「ビジネスロー」は，他者にも利用される普遍性・一般性のある規範として認識されるのが普通であるはずである。当事者間のみに固有・属人的な契約は（それには拘束力があり強制的な実行が可能である性質が備わっているとしても），「ロー（法)」から除外して考えたい。もちろん当事者２人だけの社会を規律するものと捉えて「ロー（法)」であると定義することは可能かもしれないが[5]，本稿で言うロー「(ビジネスロー)」とは，そうではなく，商人の世界で拘束力のあるものとして，一般的に通用する規範を指している。

本稿は，契約書中での慣習的な使用によって，法的拘束力の存在とその持つ効果が固定したように見える一般条項（元々は当事者間のみに固有・属人的な契約の一部であって，そのため「ロー」ではなかったもの）を，ビジネス社会で一般に通用するソフトローとして意識できないものかという考えから出発している。

我々が国際的な活動を行う際，基準となるルールは，「(狭義の）国際私法[6]」のメカニズムを通じて指定された「準拠法」としての「いずれかの国家の法」である場合が多い[7]。しかし，国際ビジネスに携わる人々はそのような国家法だけでは満足せず[8]，ビジネ

↘ （商人法)」の概念が判然とせず，議論が錯そうしていることを踏まえ，「ソフトロー」の概念をどう捉えるかについて，先行文献を整理する。森下は，「これらの文献においては，〈法的拘束力を有するものとして制定された法＝ハードロー＝国家法や国際条約〉，以外のもの，をイメージする言葉としてソフトローという表現が用いられているように見受けられる……」とする（同 197 ページ）。本稿の「ソフトロー」の定義もほぼ同じである。また，森下，同書，214 ページは「……特定の国家と結びつかず，当事者が必要に応じて修正できるという意味でのルールのソフトさが価値を持つ……」「……当事者の意思と取引慣行が重視される国際取引の紛争解決においては，あるルールが準拠規範として適用されるか，慣習として参照されるか，契約として取り込まれるか等による実質的な違いは大きくなく，このようなルールとしての利用の形態におけるソフトさは，ルールが機能し得る場面を拡大する。このような観点からは，国際契約におけるソフトローは，契約交渉や紛争解決において一定の指針となるものとして社会的に認められている規範，といった程度に理解しておくことで足り……」とするが，妥当であろう。

4　法については，「われわれが社会において共同生活を営むときには，そこに一定の秩序を保つことが必要である。そしてこのような秩序を保つために，いかなる社会にあっても，その構成員が守らなければならない規範が存在する。『社会あるところに法あり』という言葉は，このことをいいあらわしている」と言われる。伊藤正巳・加藤一郎編『現代法学入門［第４版]』有斐閣，2005 年，7 ページ。

　また，*Black's Law Dictionary*（Bryan A. Garner et al. eds., 9th ed. 2009）でも，“law”は，“The regime that orders human activities and relations through systematic application of the force of politically organized society, or through social pressure, backed by force, in such a society”（at 962）と社会の存在を前提として示されている。

5　伊藤正巳・加藤一郎編，前掲書は，小さな社会の例として，「2 人で将棋をするという一時的な人間の結合」を挙げるが，「ビジネスロー」を語るには妥当しない。

6　法選択を司る法分野を「狭義の国際私法」と認識している。広義には，（大学の法学部の科目「国際私法」が扱うように）国際裁判管轄権及び外国判決の承認執行の問題を含む国際民事手続法並びに国際取引法の一部も含めて「国際私法」と呼ばれることもある。

7　道垣内正人「国際私法とソフト・ロー──総論的検討」小寺・道垣内編，前掲書，171 ページ以下（特に 172–177 ページ）は，国際ビジネス分野において，実体法の世界統一がなかなか難しいこと，及び，↗

ス世界の中の自治的ルールが好まれる場面も多い[9]。

上記に関し，高桑昭『国際取引における私法の統一と国際私法』は，「渉外的経済活動から生ずる法律問題はいかなる法規範によって解決すべきか」について，国際私法を通じた法選択という方法と，「国際取引それ自体を規律の対象とする法規範を定める」方法との2つを挙げるが[10]，国際取引に適用されるルールということでは，この論考が，後者に比べ，前者に対して意外に冷淡であることに留意すべきである。つまり，「……いずれかの国の法を選択しても，各国の法律は本来その国の国内的法律関係を規律の対象とするものであること，渉外的法律関係と準拠法の属する国との関係には濃淡さまざまなものがあることから，このような方法は国際取引の規律の仕方としては必ずしも適当ではないとの批判がある。しかも，いずれかの国の国際私法の規定によって準拠法が決定されることは，各国の国際私法の規定が必ずしも同じではないことによって，当事者にとって適用されるべき法があらかじめ明らかでないことになる。近代社会における商取引のように経済的合理性にもとづいて取引の行われる分野においては，その取引に

↘ 国家法（各国国内法）として国際私法（日本を例に，「法の適用に関する通則法」といった制定法や数少ないものの制定法を補完する判例法がハードローとして存在）が適用ルールを決定している現状を概説している。

そこで重要なのは，ハードローとしての各国国内法として存在する国際私法であるが，契約準拠法の決定については，諸国の国際私法の多くが，（例外はあるものの）主観主義（当事者自治の原則）の採用という点で一致し，契約当事者が契約準拠法を選ぶことを容認しているということである。山田鐐一『国際私法（第3版）』有斐閣，2004年，313ページ，並びに溜池良夫『国際私法講義（第3版）』有斐閣，2005年，349ページ及び351ページ参照。国際私法が契約準拠法決定に当り，当事者自治原則を採用する根拠としては，①契約当事者の正当な期待の保護，②国際取引の安全と円滑の促進，③民商法などの実質法における契約自由の原則の国際私法への投影などが挙げられる。松岡博『国際取引と国際私法』晃洋書房，1993年，171ページ参照。

要するに，契約領域における当事者自治については，当事者が自由に取引の内容を決めてよいし（契約自由の原則），また，取り決めたことに法的に解釈する必要がある場合に，それをどこの国の法に委ねるかという点も当事者が自由に決めてよい（国際私法上の当事者自治）という，二重の意味が見いだせる。

ところで，法律家は，準拠法が何国法であるかから話をスタートさせがち（準拠法条項を重視しがち）であるが，事業家は，準拠法が何国法であれ，契約書中で問題は自己完結していると考えがち（準拠法条項を軽視しがち）であり，認識が違うため，互いに苛立ちを感じることもある。ハードローと個別合意たる契約との中間に位置するソフトローの適用は，両者それぞれのサイドから理解されやすいという面も持っていると言えそうである。

8　道垣内，前掲論文，小寺・道垣内編，前掲書，182–183ページは，企業がハードローを回避するために採る行動に言及している。例えば，子会社・生産拠点の設立，Incotermsや国際商事仲裁の活用などである。本稿との関連で言えば，当事者間の個別の契約書ドラフティングを丹念に行うことも該当しよう。この契約書ドラフティングの例には，「実質法的指定」としての契約中への外国法の取り込みも含まれよう（溜池，前掲書，350–351ページ参照）。そして実質法的指定として，外国法を契約に取り込む場合，取り込まれた外国法はソフトローの1つと理解できるだろう。

9　道垣内，前掲論文，小寺・道垣内編，前掲書，180ページは「……ビジネス界では，国家法秩序とは別に，自然発生的に，レックス・メルカトーリア（lex mercatoria）と呼ばれる商人間の規範がソフト・ローとして生まれてきたし，いまも生まれていると言われることがある」という。また，森下哲朗，前掲論文，小寺・道垣内編，前掲書，193–195ページや，木棚照一編著『国際取引法（第2版）』成文堂，2009年，44–49ページの「第3節　約款と統一規則」の項（矢澤昇治）も参照。

10　高桑昭『国際取引における私法の統一と国際私法』有斐閣，2005年，2–3ページ。

適用される法が明らかであることあるいは予測可能であることが必要であり，そして，それは国または地域にかかわらず同一であることが望ましい」と指摘し，前者に厳しい。[11]後者の方法の方が渉外的経済活動（国際商取引）にとって望ましいとされるわけだが，一方，この論考は，後者の方法（国際取引を規律の対象とする法規範を改めて作成するということ）について，「これらを法規範としての性質からみると，各国の実体法の規定を統一するための条約（統一法条約），各国で採用すべき標準的内容の規定を有するモデル法（model law），一定の取引に関し，当事者がそれを用いる場合に適用される規則（統一規則）・契約条件（標準契約条件。一般契約条件ともいう），一定の取引で用いられる一般的な契約書式（標準契約書式）などに分けることができよう」と分類している。即ち，統一法条約を別にすれば，これらはハードローでなく，ソフトローである。国際商取引において，ソフトローの意義は大きいと言えよう。そして，本稿は，最後にリストされた「一般的な契約書式」の意味を拡大延長し，英文契約書一般で共通類似の一般条項を，契約書横断的に，ソフトローとして法規範視できるかどうかに関心を示すものである。

日本企業が国際的なビジネス取引をする際に締結する国際契約はたいていが英文である。[12]英文契約書の書式については，英米法の影響を受けたものが長らく，日系企業も含むビジネス界に広く流布していて，その流布する様式を借用する形で企業は契約書をドラフトする傾向がある。[13]その際，当事者が逐一交渉して内容を詰める取引本体部分（売買であれば，対象物品の種別や品質，価格，納期，保証内容など，共同開発契約であれば，開発対象，開発計画（マイルストーン），成果の知的財産権とそのライセンシング

11　同書３ページ。下線強調は筆者（吉川）による。

12　理由として「リンガフランカ」としての英語に頼らざるを得ない点につき，筆者は，亀田尚己編著『現代国際商取引』文眞堂，2013年，（第２編第１章吉川英一郎分担執筆）59–60ページ及び松岡博編『レクチャー国際取引法』（法律文化社，2012年，（第13章吉川英一郎分担執筆）272–273ページで触れたが，長谷川俊明『はじめての英文契約書起案・作成完全マニュアル』（日本法令，2003年）も，第１章第１節でこの点（de facto standardとしての英語）を紹介している。同書9，10ページ及び24ページ。また，コンピュータネットワークの基本言語が英語であるので，この傾向は強まっているともいう（同書24ページ）。

　なお，「リンガフランカ」としての英語と日系企業の国際経営との関わりについては，例えば，則定隆男・椿弘次・亀田尚己編『国際ビジネスコミュニケーション』（丸善，2010年）21–22ページ（亀田）や亀田尚己『ビジネス英語を学ぶ』（筑摩書房，2002年）96ページのほか，Kameda, Naoki,（2013）Japanese Global Companies : The Shift from Multinationals to Multiculturals, Global Advances in Business Communication : Vol.2 : Iss.1, Article 3, P.13が，シンガポールとナイジェリアの例を示して“English also continues to play an important role as a ‘linking’ language among peoples of varying cultures and languages.”（http : //commons.emich.edu/gabc/vol2/iss1/3/ 英語は様々な文化・言語で構成される多民族の中で「橋渡しをする」言語として重要な役割をも果たし続けている。[筆者仮訳]）と説明する。そうであればやはり，結局のところ，国際契約書は英文となり，その結果，準拠法に関わらず，契約用語の制約のせいで，英米法の影響を受けざるを得ないだろう。

13　長谷川俊明，前掲書，25ページでも，「英語の法律用語は，英米法の文化のなかで生まれ育まれてきたものであること」を指摘し，英文契約（書）は，準拠法に関わらず，「グローバル性をもたせるために，契約書の骨格（スタイル）やこれを構成する基本概念もまた英米法のそれを借りて」いる点に留意するよう促している。

など）については，契約中におけるその描写が，個々の取引毎に千差万別である。ところが，国際ビジネス社会で日々締結されるあまたの英文契約書を全体として眺めるならば，様々な契約類型に共通して設けられる一般条項[14]と呼ばれる一群の諸条項[15]を見ると，かなり定型的で，その趣旨内容はほぼ同一であると思われるものが見られる。当事者の属性・志向で変化するのが明らかな準拠法条項や紛争解決条項は例外視するとして[16]，他の一般条項，即ち，「不可抗力（Force Majeure）条項」，「完全合意（Entire Agreement）条項」，「分離（Severability/Separability）条項」，「権利不放棄（Waiver）条項」といった一般条項のことである。これら契約中に定例的・定型的に現れる一般条項は，多少の表現の違いがあっても，当事者を拘束する効果は同一ではないかと思われる。それならば，これらはもはやソフトローではないのかという考えが生じる。そこでまず「不可抗力（Force Majeure）条項」を採り上げて，本稿で，そのソフトロー性について検討をしてみよう。

本稿では，最初に不可抗力条項の意義を整理し理解する。次に，不可抗力条項の標準化が現状において見られるどうかを，日本国内で市販の国際契約書ドラフティングに関する文献（解説書等）掲載の契約例を使って検証する。そのうえで，不可抗力条項が「ソフトロー」なのかどうかを検討してみたい。さらには，その結果について多少の補足を行うことにする。以上の検討を行うことは，国際商取引契約のドラフティングを日常的に行っている国際企業に対し，一般条項の性質を意識させ，その意義の再認識を促

14　ボイラープレート条項とも呼ばれる。道垣内正人『国際契約実務のための予防法学－準拠法・裁判管轄・仲裁条項』商事法務，2012 年，i ページ（はしがき）参照。

15　一般条項としては，本稿で扱う「不可抗力（Force Majeure）条項」のほか，「終了（Termination）条項」（契約不履行や破産等の事態が発生した場合に他方当事者に契約解除を認める規定），「譲渡禁止（Assignment）条項」（相手方当事者の事前同意なく契約上の立場を譲渡してはならない旨明示する規定），「分離（Severability/ Separability）条項」（契約の一部の条項が無効と判断されてもその無効が他の条項の効果に影響を及ぼさないと定める規定），「通知（Notices）条項」（どのような通知が通知として有効かを明らかにする規定），「完全合意（Entire Agreement）条項」（契約書に記載された事柄のみが両当事者の合意事項であり，契約書が従前の合意全てに代わることを明示する規定），「修正（Amendment）条項」（契約内容の修正のためには，両当事者の書面合意が必要であるとする規定），「権利不放棄（Waiver）条項」（契約上の権利を行使・主張しないことがあっても放棄したことにはならない旨明示する規定），「準拠法（Governing Law）条項」（準拠法を指定する規定），「紛争解決条項」（「合意管轄（Jurisdiction）条項」（当事者間の紛争につき，いずれかの国の裁判所に合意管轄を認める規定）又は「仲裁（Arbitration）条項」（当事者間の紛争につき，解決を仲裁（いずれかの仲裁機関を指定する場合が多い）に付託するという規定）のいずれか一方が置かれる），「言語（Language）条項」（当事者の使用言語が異なる場合に契約書の正文の言語を指定する規定），「見出し（Headings）条項」（条項の見出しは便宜上のもので契約書の解釈に影響しない旨を示す規定）などが挙げられる。亀田編著，前掲書，80 頁以下（吉川英一郎分担執筆），浜辺陽一郎『ロースクール実務家教授による英文国際取引契約書の書き方　第 1 巻（改訂版）』ILS 出版，2007 年，40 頁以下参照。

16　一般条項の中にあっても，「準拠法条項」や「紛争解決条項（仲裁条項又は合意管轄条項）」は，交渉を経て，取引及び当事者に応じて，条項の重要な要素（準拠法所属国，付託先の常設仲裁機関，法廷地など）が左右され変化する。これらは，当事者の属性（どの国の法人か，どの国に本拠を有するか，どの国の弁護士を顧問先としているかなど）や志向（訴訟と仲裁ではどちらを好むかなど）によって，変化するのが必然であろう。つまり，定型化・標準化を論じられないと判明している条項であるので，本稿では，その関心を向けない。

す効果があるだろう。

Ⅱ　不可抗力条項の意義

一般に，「不可抗力（Force Majeure）条項」とは，「不可抗力により契約上の債務が履行されなかった場合における債務者の免責を規定した契約条項[17]」である。また，「債務者が，善意無過失であるにもかかわらず，債務者の力をもっていかんともしがたい事由，すなわち不可抗力による履行不能の場合の当事者の権利義務について定めておく[18]」条項であると定義づけられる。典型例は以下のとおりである。

第１例[19]

Neither party hereto shall be liable to the other party for failure to perform its

17　植田淳「国際取引契約における Force Majeure 条項と Hardship 条項」『神戸外大論叢』，第 42 巻第 6 号，1991 年，55 ページ，56–57 ページ。

18　岩﨑一生『英文契約書－作成実務と法理－［全訂新版］』同文舘，1998 年，144 ページ。長谷川俊明「英文契約 ABC 第 4 講不可抗力条項」『国際商事法務』第 11 巻第 7 号，1983 年，476 ページの紹介も「契約が締結されたのちに，当事者の力ではどうすることもできない事態が発生し，債務の履行が不可能になることがある。このような場合について，当事者の権利義務を定めておくのが不可抗力条項……」とほぼ同旨である。

前掲 *Black's Law Dictionary* は，"force-majeure clause" を "A contractual provision allocating the risk of loss if performance becomes impossible or impracticable, esp. as a result of an event or effect that the parties could not have anticipated or controlled."（at 718. 筆者仮訳：履行が不能又は現実的でなくなった場合，特に，当事者が予期も制御もできない事態の結果としてそうなった場合に，危険負担を配分する契約条項）と表記している。

また，後掲の国際商業会議所（ICC）の "ICC FORCE MAJEURE CLAUSE 2003" に示されたところでは，"Force Majeure clauses excuse a party from liability if some unforeseen event beyond the control of that party prevents it from performing its obligations under the contract". とされる（http : //www.iccbooks.com/Home/force_majeure.aspx）。

ICC が作成した国際請負モデル契約書の第 10 章の "Article 56 Force Majeure"（第 56 条不可抗力）の 56. 1 には，条項の目的に関して，次の記述が見られる。"56. 1 This Article sets out the circumstances under which a Party may invoke Force Majeure to be released from its obligations. The Article also sets out the contractual consequences of such a situation". International Chamber of Commerce,（2011）*ICC Model Subcontract,* Paris, ICC Services Publications, at 71（筆者仮訳：本条は，一方当事者が「不可抗力」を発動しその義務からの免責を得られるような状況を設定するものである。本条は，そのようなシチュエーションがもたらす契約上の結果をも設定する）.

19　田中信幸・中川英彦・仲谷卓芳編『国際売買契約ハンドブック［改訂版］』有斐閣，1994 年，201 ページの不可抗力条項解説文例を引用。掲載されている和訳は次の通り。「本契約の当事者の一方は，政府の規制または命令，緊急事態の勃発，天災，戦争，戦争類似の状況，敵対行為，市民騒擾，暴動，伝染病，火災，ストライキ，ロックアウト，その他の同様の原因を含むその当事者の合理的な支配を超え，かつ，その履行に影響を与える事由（以下不可抗力という）の発生により本契約に基づく義務の履行ができないことにつき，他方の当事者に対して責任を負わないものとする」。

なお，小林一郎「英米型契約との比較から見た日本の契約実務の特徴」『BUSINESS LAW JOURNAL』第 61 号，2013 年，20–21 ページが，この文例を，不可抗力条項例として挙げている。田中・中川・仲谷編，前掲書は，いささか古いが，その執筆者は，三井物産株式会社文書部，住友商事株式会社文書法務部および三菱商事株式会社法務室という日本を代表する 3 商社の法務スタッフであるので，日本ビジネス界で採用されている契約条項の典型として挙げることにつき妥当性があろう。

obligations hereunder due to the occurrence of any event beyond the reasonable control of such party and affecting its performance including, without limitation, governmental regulations or orders, outbreak of a state of emergency, acts of God, war, warlike conditions, hostilities, civil commotion, riots, epidemics, fire, strikes, lockouts or any other similar cause or causes（hereinafter referred to as “Force Majeure”）.

第 2 例[20]

Neither party shall be liable to the other party for failure or delay in performance of all or part of this Agreement, directly or indirectly, owing to Act of God, government restrictions, war, warlike conditions, fire, riot, strike, flood, accident or any other causes of circumstances beyond either party’s control, but nothing herein shall relieve either party from its obligation to pay amounts due hereunder. Provided, however, that if such failure or delay exceeds six（6）months, then either of the parties hereto may negotiate with the other party as to the termination or modification of this Agreement.

国際英文契約書に関する解説書 2 冊（20 年前の売買中心のものと最近の技術取引中心のもの）から不可抗力条項を 2 例抜粋し紹介したが，両者は，表現は微妙に異なるものの，本質は同じに見える。つまり，当事者の支配を超えた不可抗力事由によって契約不履行が生じても，不履行当事者は他方当事者に対し責任を負わないものとしている。不可抗力事由として列挙されている事柄は完全には一致しないが，多くは一致する。しかも，不可抗力事象の列挙の仕方は共に例示列挙である[21]。

「不可抗力事由による不履行について不履行当事者が責任を負わないこと」をめぐって，このような明文の不可抗力条項が契約書中に必要とされる理由は次のように説明される[22]。

20　吉川達夫・森下賢樹・飯田浩司編著『ライセンス契約のすべて【基礎編】－ビジネスリスクと法的マネジメント－［第 2 版］』レクシスネクシス・ジャパン，2011 年，178–195 ページの製造販売ライセンス契約（西村千里）の 190 ページから抜粋。同書 191 ページに掲載されている和訳は次の通り。「いずれの当事者も，天変地異，政府の規制，戦争，戦争状態，火災，暴動，ストライキ，洪水，偶発事故又は当事者の支配を越えたその他の状況を直接もしくは間接の理由とする，本契約の全部又は一部の不履行あるいは履行遅延につき，他方の当事者に責を負わないものとする。ただし，本条の不可抗力の場合といえども，いずれの当事者も，本契約にもとづき支払うべき金額の支払い義務から免除されないものとする。かかる不履行もしくは履行遅延が 6 ヵ月を越える場合には，本契約のいずれの当事者も，本契約の終結又は修正について他方の当事者と交渉することができる」。編著者のうち，吉川達夫・飯田浩司両氏はニューヨーク州弁護士資格を持つ企業法務出身の研究者として著名であるし，共著者の西村氏は元松下電工法務部所属である。

21　例示列挙であることを下線部が示している（下線は筆者追記）。

22　岩﨑，前掲書，144–145 ページ。不可抗力をめぐって，英国法の厳格責任と，大陸法の過失責任主義とを対比する論考として，中村秀雄『国際動産売買契約法入門』有斐閣，2008 年，169 ページおよび　↗

①世界には英米法と大陸法という２大法体系があり，履行不能について，英米法と大陸法では考え方が異なる。[23]

②（日本を含む）大陸法系諸国ではローマ法の原則を継受し，当事者の責に帰すべきでない後発的履行不能の場合には契約上の債務は消滅し，損害賠償請求の対象とならない。

③大陸法に対して英米法の原則によれば，後発的履行不能は当事者の責に帰すべきでないものの場合でも，契約の効力に関係無く，何の効果も及ぼさない。すなわち，当事者が契約によって自身に義務を課した場合には，その履行が不能となっても履行義務を免れない。[24]

④英米法においても，当事者に不当な結果を生じさせる場合，例外として，債務者の責に帰すべきでない後発的不能が認められるようになった（Frustration[25]）。Frustration が成立するためには，一定の要件を満足する必要があるが，裁判で都度それを争うのは大変であるので，予測可能性を担保するため，不可抗力条項を細則として約定して，将来の紛争に備えた。[26]

以上の説明からすると，国によって「不可抗力」の捉えられ方が異なる。不可抗力条項は，英米法系の契約法および国際商取引事情を背景とするものである。しかし，（契約書中の準拠法条項が，準拠法所属国として，英米法国を指そうが，大陸法国を指そうが，それにかかわらず）不可抗力条項はごく一般的に国際商取引契約書に規定されている。[27]英米法を背景とする当事者はもとより，たとえ大陸法を背景とする当事者であって

↘　209–220 ページ。浜辺，前掲書，62–63 ページ。

23　岩﨑，前掲書，144 ページは，これが英米法系国と大陸法系国とで「契約書作成に対する真剣さに差異を生じる一因」であると指摘する。

24　岩﨑，前掲書，144 ページは，理由として「あらかじめ契約中において，後発的履行不能の場合には履行義務を免れる旨を規定できたにもかかわらず，かかる措置を行わなかったからであると考える（Paradine v. Jane（1647），Aleyn 26, 82 Eng. Rep.897）」という。

25　例外的免責の根拠は，当初英国では「黙示的条件（implied condition）」「黙示的約款理論」（当事者の意思）に求められた。木下毅『英米契約法の理論［第２版］』東京大学出版会，1985 年，369–371 ページ。20 世紀になって Frustration［契約目的達成不能］法理が形成される。同 377 ページ参照。米国においては，契約法リステイトメントを経て，統一商事法典第２編 2–615 条に表れている。同 388–390 ページ参照。
　第２次契約法リステイトメントでは§265 に事後的なフラストレーションによる免責の規定が有り，“Where, after a contract is made, a party’s principal purpose is substantially frustrated without his fault by the occurrence of an event the non-occurrence of which was a basic assumption on which the contract was made, his remaining duties to render performance are discharged, unless the language or the circumstances indicate the contrary.” と規定されている。

26　岩﨑，前掲書，144 ページのほか，不可抗力条項の由来が Frustration の基準を裁判に委ねる場合に備えてのことであると指摘するものとして，舛井一仁『改訂国際取引法の学び方－基礎理論・実務・情報収集－』敬文堂，2001 年，37 ページ。

27　筆者の見聞きする範囲（1986 年から 2001 年まで企業に国際法務部門スタッフとして勤めた経験を含む）では，準拠法条項が示す準拠法如何で不可抗力条項を変化させたという例を知らない。
　企業法務において，「準拠法が何であろうと，ワンパターンの不可抗力条項さえ挿入しておけば安 ↗

も，無過失の立証を気にすることなく「一定の不可抗力事由の場合は免責であること」が約定されていることは，予測可能性・法的安定性と安心感をもたらし，ビジネスの効率と円滑に資すると思われるので，このような条項が受け入れられるのであろう。例えば，大陸法国である我が国の国内取引用の契約書にすら不可抗力条項は見られる[28]。

「大陸法と英米法との融合[29]」である国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）も不可抗力に対処する規定を用意している（第79条[30]）。そして，契約中に置かれた不可抗力条項は，それと同一の効果を持つものではないとされ「79条の免責の要件・効果を更に拡張するものである」と，特別の意義が与えられている[31]。

不可抗力条項の持つ意義を理解するに当たっては，当該条項が契約書中に無い場合を想定すると良いかもしれない。不可抗力事由によって不履行が発生すれば，大陸法（過失責任主義）が準拠法となる場合は，（過失の有無が問題となるものの，不可抗力事由の影響下であることを考えると）免責を主張しやすい。CISGが適用される場合も同様である。第79条に該当する事象であることを立証すればよい[32]。しかし，英米法が準拠

↘ 心」と捉えられている節もある。この点を指摘するものとして，「……免責も，すべての準拠法の下で，当然の救済として期待できるわけではない。そこで履行義務を負う側は，契約が何法に基づいていようが，不可抗力事由が発生して契約履行に支障をきたした場合に，契約は存続させつつ，免責を得ることができるために，明文の規定を入れようとするのが普通である」。中村，前掲『国際動産売買契約法入門』，209ページ（下線部強調は吉川追記）。

28 淵邊善彦『契約書の見方・つくり方』日本経済新聞出版社，2012年，62–70ページに紹介されている売買基本契約書ひな形は国内取引用の契約書ひな形だと思われるが（準拠法条項が無く，合意管轄条項は国を意識していない），次の不可抗力条項が置かれている（同68ページ）。

　第16条（不可抗力免責）

　天災地変，戦争，内乱，暴動，その他の不可抗力，内外法令の制定・改廃，公権力による命令・処分・指導，輸送機関または保管中の事故，その他売主の責めに帰することのできない事由による個別契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については，売主は責任を負わない。この場合，売主の履行不能となった部分については，当該個別契約は解除されたものとする。

　なお，和文契約書に英米流の条項が散見されるようになった理由として，①M&Aやファイナンス関連は欧米の先端的プラクティスが導入されたためそれに合わせて英米流の契約フォームが用いられるようになった点と②外国企業やその日本法人が，日本企業に対し，親会社の統一的ひな形の翻訳をドラフトとして提示するケースがあるという点が指摘されている。飯田浩隆「英米型契約条項のレビューの視点」『BUSINESS LAW JOURNAL』第61号，2013年，44–45ページ。

29 曽野裕夫「ウィーン売買条約（CISG）と債権法改正」日本国際経済法学会編（柏木昇編集代表）『国際経済法講座Ⅱ－取引・財産・手続』法律文化社，2012年，339ページ。

　また，「……ヨーロッパ大陸法，英米法をはじめとする諸法系間の架橋ないしは調和を目指し，かつ，現代の国際取引実務に有用な準則を提示することを希求して起草される過程を経て，ウィーン売買条約が，一定の普遍性に裏打ちされた契約法の体系，理論，条文等を具現するに至った」とされる。渡辺達徳「ウィーン売買条約と日本民法への影響」『ジュリスト』第1375号，2009年，20ページ。

30 第79条第1項の規定は次の通りである。

Article 79（1）A party is not liable for a failure to perform any of his obligations if he proves that the failure was due to an impediment beyond his control and that he could not reasonably be expected to have taken the impediment into account at the time of the conclusion of the contract or to have avoided or overcome it, or its consequences.

31 杉浦保友「実務的インパクトの検討」『ジュリスト』第1375号，2009年，39ページ。

32 不可抗力による不履行をめぐってCISGとUCCやコモンロー（英米法）とが考えを異にする点を指摘するものとして，Friedland, J. A.,（2002）*Understanding International Business and Financial Transactions,* New York, Matthew Bender & Company, Inc., p.163［ジェロルド・A・フリードランド（久保田隆・田 ↗

法となる場合には，不可抗力条項が無ければ，免責を得るのが容易ではないということになろう[33]。

それでは，契約書に不可抗力条項が置かれていることを前提に話を進めよう。

Ⅲ　不可抗力条項の多様性

1. 不可抗力条項のソフトロー性，その見込

英米法では，不可抗力事由が免責の理由として原則的に働かないとしても，契約の両当事者が契約中に不可抗力条項を置いた場合は，条項中に提示された不可抗力事由が免責の理由として働くと信じられている。大陸法下でも（過失責任主義であるのでもともと不可抗力事由による不履行は免責されるはずだが）不可抗力条項に照らせば，どのような事態にどのような効果が生じるかが一目瞭然ということになる。つまり，その不可抗力条項に世界のビジネスマンが期待する効果は，（例えば，天災のような）不可抗力事由が生じれば免責が認められるものとして，一様であるように見える。このことは，それが共通の社会規範であることを示しているのではないのだろうか。そして，世界のビジネスマンが不可抗力条項に寄せる信頼が，「社会的なルールとしての不可抗力条項」に寄せるものであれば，ソフトローとして論じられてもよいのではないだろうか。

そこで，不可抗力条項は，当事者間のみに固有・属人的な契約の一部に留まるのか，それともビジネス社会のソフトローと呼べるのか，この問題について考える。個々の契約の準拠法が大陸法系であるか英米法系であるかにかかわらず，大抵の英文契約書に，類似の不可抗力条項が置かれているという慣行がある。このような実務上の現実を評価するときに，それら不可抗力条項には規定の仕方に拘わらず同一の意味が与えられているとも考えられる。社会的な一般性が存在するかどうかの確認が必要であるだろう。

2. 企業実務に見られる不可抗力条項に対する考え方（事由の列挙について）

検討を進めるにあたって，まず我が国の国際企業実務において，契約書をめぐって不

↘　澤元章監訳）『アメリカ国際商取引法金融取引法』レクシスネクシス・ジャパン，2007 年，245–246 ページ（コーエンズ久美子訳）］を参照。

33　英米法上，免責が認められる例として，例えば，米国の，物品売買を扱う統一商事法典（UCC）第 2 編 615 条（a）号において Frustration を厳格に規定する。木下，前掲書，388–389 ページ参照。統一商事法典（UCC）第 2 編 615 条（a）号の和訳は次の通り。「（a）ある条件が発生しないことを基本的な前提として契約が結ばれていたのに，その条件が生じたため，合意された履行が非実際的なものになった場合，または，後にその規制が無効とされるか否かを問わず，契約に適用される外国もしくは自国の政府の規制に誠実に従ったために，やはり履行が非実際的になった場合には，売主による全部もしくは一部の引渡しの遅滞または不履行は，売主が（b）号および（c）号に従う限り，売買契約上の売主の義務の違反とならない」。澤田壽夫・柏木昇・杉浦保友・高杉直・森下哲朗編著『マテリアルズ国際取引法［第 2 版］』有斐閣，2009 年，90 ページ，100 ページから抜粋。

可抗力条項をドラフトするには,「どのような事柄を不可抗力事由として挙げるかという考慮」こそが重要であると指摘する見解があることを紹介する。

> 契約中でどのような事由を不可抗力事由として規定するかは，非常に重要なことである。仮に契約に適用されるべき準拠法に不可抗力に関する一般原則があったとしても，ある特定の出来事が不可抗力にあたるかどうか，その適用の条件，範囲と効果は何か，といった問題は，事実と法の両方の解釈を必要とする問題である。英国法には不可抗力の原則がないので，不可抗力という語に定まった法的効果はない。したがって「本契約は不可抗力を条件とする」(「本契約には不可抗力原則の適用がある」ということを意味する表現）とか,「通常の不可抗力条項が適用されるものとする」とかいった規定の仕方では，期待した不可抗力免責の効果は期待できない。それどころか「不可抗力事由を条件とする」という不可抗力条項を含んだ契約についての判例で裁判所は，契約によって不可抗力が何を意味するかは千差万別であり，このように書くだけでは不明瞭さのため意味を確定できないので，契約は無効であるとした……。したがって不可抗力とは単に「天変地異」と書くのでなく，数々の事項を例示列挙しなければならない[34]。

上記の見解は，契約に適用される準拠法が非英米法の場合と英米法の場合と両方想定していて，いずれにも対応しうる不可抗力条項として，明瞭・具体的に数々の事項を例示列挙しなければならないと説いているように見受けられる。

本稿の関心は，既述の通り，契約書中での慣習的な使用が見られる不可抗力条項は，当事者間のみに固有・属人的な契約の一部に留まるのか，それともビジネス社会のソフトローと呼べるのかという点にある。個々の契約書の不可抗力条項が，全体的に見ると，社会的な規範であると言えることを期待しているわけである。そのためには，上記具体的例示列挙が均質・一様である必要がありそうである。

3. 契約書諸例に見られる不可抗力条項の比較

企業実務で用いられる国際契約書の不可抗力条項は一般的にどのようになっているのか。一様なのか多様なのかを確認してみる。企業は一般に，自社が締結する契約書の内容を公にすることを望まないため[35]，実際の契約書現物を入手することはなかなか困難である。そこで容易に入手できる一般的な「国際契約のドラフティングに関する解説書」

34　中村，前掲『国際動産売買契約法入門』214–215ページ。同書著者は商社法務出身の研究者である。

35　現実の取引の秘密保持の問題のほか，雛形が精査されて思わぬ欠点を取引相手につけ込まれたり，タイプミス等を世間であげつらわれたりするのを嫌うということがあるだろう。

の類から不可抗力条項のみを抽出し，比較のうえ検証してみよう[36]。「当事者によって制御しえない不可抗力事由が発生したため契約上の債務が履行されなかった場合，当該債務当事者は免責される」旨を規定した条項部分のみを捉えて，不可抗力事由としてどのような事柄がリストされているか[37]，また，不可抗力事由のリストは限定列挙か例示列挙かを確認することにした。

確認にあたっては，不可抗力事由を，大分類（丸文字の①〜⑥）として，①天変地異[38]，②争乱・戦闘的行為，③公権力による規制，④労働紛争，⑤人災的事故，⑥インフラ障害（間接的なもの）の6タイプに分けた[39]。さらに具体的に例示されている不可抗力事由自体をアルファベットで分別している。また，列挙について例示であることを示す表現としては，A「以下の例を含むがこれに限らない」という趣旨を示す文言（A–1 “including but not limited to . . .” や A–2 “including, without limitation, . . .”）が見られるし，また，B「その他いかなる事由」という包括的な趣旨を示す文言（B–1 “or any other cause(s)”，B–2 “or any other similar cause(s)”，B–3 “by any occurrence whatsoever” や B–4 “or any other similar or dissimilar causes”）が見られるので，その存在を確認することとした。また，免責を受ける当事者が契約当事者「双方」であるかどうかも確認した。

確認の結果を，別表第1として本稿末尾に掲載しているので参照頂きたい。確認対象となった条項の数は三十余である。結果として得られたことは，残念ながら，不可抗力条項の実例は一様であるとは言えず，相当の多様性が見られたということである。

例えば，不可抗力事由の例示の数が著しく少ない例として，以下が挙がる。

第3例

文例（5） Neither party shall be liable for delay or nonperformance of its obligations hereunder if it is due to an event of force majeure or any other cause beyond the control of the party affected.（以下略）

36　後掲の別表第一に示された不可抗力条項の出所は，日本の書籍が大半であるが，その執筆者は，多くが元国際企業法務スタッフであり，自らの体験した契約書例をもとに，例文を挙げているであろうから，国際法務の実際を反映していると考えて（実例として扱って）差支えないだろう。

37　本稿の不可抗力事由の分類については，関西国際取引争訟研究会（会長：大貫雅晴日本商事仲裁協会理事）において交わされた議論も参考にしている。

38　「天変」は「日食・月食・雷電・暴風などの異変現象」の意とされ，「地異」は天災のうち，直接地表が変化するもの。例，地震・噴火・津波・大水など」の意とされる。山田忠雄・柴田武他編『新明解国語辞典［第7版］』三省堂，2012年，1051ページおよび953ページ。

39　分類が複数にまたがっていて判別しにくいものもあるため，ある程度の主観的紛れが生じているがご容赦頂きたい。なお，中村秀雄『英文契約書取扱説明書－国際取引契約入門－』民事法研究会，2012年，109ページは，不可抗力を “a force majeure event such as act of God, war, governmental act or labour dispute” と4つのカテゴリーで多くの不可抗力はカバーされると考えている。

文例（6）　If failure or delay in performance of any obligation under the Agreement, except for obligations to make payments, is caused by acts of God or without fault of either party, neither party shall be liable to the other for any damages arising therefrom.

文例（19）　Neither party shall be responsible for any failure or delay in the performance of any obligation imposed upon it hereunder（except for the payment of monies due）, nor shall such failure or delay be deemed to be a breach of this Agreement if such failure or delay is due to circumstances of any nature whatsoever which are not within its control and are not preventable by reasonable diligence on its part.（文例（25）もほぼ同文）

文例（30）　Neither party shall be liable to the other for delay or failure to perform to the extent such delay or failure to perform is due to causes beyond the reasonable control of the party affected.

逆に，不可抗力事由の例示の数が著しく多い例として，以下の商社の輸出売買取引契約書式が挙がる。なお，この文例では，不可抗力による免責が売主にしか許されていない。

第4例

文例（3）　Seller shall not be liable for any delay in shipment or delivery, non-delivery, or destruction or deterioration of any or all of the Goods, or for any default in the performance of this Contract if and to the extent caused directly or indirectly by acts of God such as flood, tidal wave, lightning, typhoon, storm, earthquake, plague or other epidemics ; or by the public enemy such as war, warlike conditions, insurrection, or revolution ; or by any occurrence whatsoever not reasonably within Seller's control or otherwise unavoidable, including but not limited to casualties such as fire, explosion, accidents, wreck, blockades, civil commotion, strikes, lockouts or other labour disputes, riots, boycotting of Japanese goods, bankruptcy or insolvency of the manufacturers or suppliers of the Goods, shortage or control of energy supply or raw materials, unavailability of transport facilities or loading or discharging facilities, port

congestion, and the restriction by laws, regulations, orders or administrative guidance of governmental authorities such as quarantine, embargoes, mobilization, requisition, prohibition of export refusal of issuing export licenses or any other statutory, administrative or governmental restriction, affecting Seller, its agents, any shipping agent, any carrier, any supplier of the Goods to Seller, any manufacturer of the Goods or any supplier to such manufacturer of the materials for Goods.

その他の条項文例は，上記両者の中間に位置するが，不可抗力事由として列挙する事柄は，別表第 1 に示した通り，条項文例によって全くまちまちであるように思われる。

Ⅳ　例示文言と「ソフトロー」概念

1. 不可抗力条項の不挿入

不可抗力条項は大部分の契約書，契約書ひな形に含まれている。しかし，すべての契約書に含まれているかというとそうではない[40]。また，不可抗力条項を挿入しない場合，それが存在するかのように，契約書を解釈するという運用があるわけではなさそうである。例えば，「不可抗力条項は，一般条項に必ず含まれるもので，ほとんどの英文契約書にはひな形条文として含まれています。しかし，この条項は売主や役務提供者に有利な条文なので，代金を支払って商品や役務を購入するだけの当事者には必要ありません。したがって，前者の場合には入れるべきですが，後者の場合には入れるべきではないことになります」と挿入しないと効果が無いことを前提として説明をする文献も見られる[41]。

不可抗力条項が無ければ，不可抗力事由によって契約不履行が発生した場合の責任の取扱いは，ハードローである準拠法に委ねられ，それは既述のとおり，英米法系の国の法を準拠法とするか，大陸法系の国の法を準拠法とするかによって，大いに異なること

40　別表第 1 を作成する際に，不可抗力条項が置かれていない契約書に気がついた際には，その旨注記した。
　米国弁護士が執筆した英文契約書作成の解説本である，その名も，『米国人弁護士が教える英文契約書作成の作法』（チャールズ・M・フォックス（道垣内正人監訳・（株）日立製作所法務本部英米法研究会訳）『米国人弁護士が教える英文契約書作成の作法』商事法務，2012 年）には，不可抗力条項の説明が欠落している。同書の目的が「すべての契約に共通する基本的要素（「契約の構成要素」）およびその機能の紹介」（5 ページ）とあり，かつ，雑則の説明の章（第 10 章）が有って，準拠法条項，裁判管轄条項，見出し条項，可分条項，完全合意条項，放棄条項，修正条項，譲渡条項，費用条項などの一般条項が触れられているにも拘らず，不可抗力条項への言及がない。英米法を背景とする米国人弁護士であっても，契約書に不可抗力条項を置くことは，当たり前の事柄というよりはむしろ，当事者のオプションであるという認識の方が強いと言ってよいのではないだろうか。

41　牧野和夫『やさしくわかる英文契約書』日本実業出版社，2009 年，72 ページ。

になろう。

したがって，当事者が不可抗力条項を契約書に置いた場合のみを捉えて，不可抗力条項がソフトローであるかどうかを論じざるを得ない。

2. 不可抗力条項の例示文言と「ソフトロー」性

先に契約中の不可抗力条項の例を確認した。個々の不可抗力条項例に示された不可抗力事由は非常に多様であった。だから，契約書中での慣習的な使用が見られるといえども，不可抗力条項は，当事者間のみに固有・属人的な契約の一部に留まりそうであって，ビジネス社会のソフトローとは呼べそうもないように見える。しかし，もう 1 点，確認しなければならないことがある。例示文言の効果である。個々の不可抗力条項例を見て分かるように，不可抗力条項には，列挙してある不可抗力事由が例示であることを示すために，列挙の前に，対象すべてを列挙するわけではない旨を示す文言（例えば「以下を含むがそれに限らない」（“. . . including, without limitation, . . .”や“. . . including but not limited to . . .”））を付記したり，あるいは「具体的事由を列挙したあとに，最後に一般的包括文言（例えば「その他当事者の支配しえない一切の原因」（any other causes beyond the control of the parties））を付記して，当事者はこれによって免責の範囲を全般的に拡大しようとする[42]」。

このような例示文言（例示を示す文言：別表第 1 の A–1 及び A–2，並びに一般的包括文言：別表第 1 の B–1 乃至 4）によって，当事者が支配できないと考えられる要因一切を網羅できるのであれば，不可抗力事由列挙に関わる表現がどのように変化しようとも（列挙事由が多かろうと少なかろうと，また，事由の類型に偏りがあろうがなかろうが）結局は同じことを示す条項であると言えるかもしれない。しかし，以下を考慮すると，そのように解釈するのは難しそうである。

3. 同種文言の原則

英米法には「同種文言の原則」の存在が認められる。つまり，「英米法においては，かかる一般的包括文言に対して必ずしも常に無限に効力が認められるわけではなく，多くの判例では，最後の一般的包括文言は先行した事由と同一種類（genus）の事由であって前に漏れたものに限り，これを含むという『同種文言の原則』（Ejusdem Generis Rule）が解釈の一般原則[43]」とされている。

また，「この『同種文言の原則』を回避して，不可抗力となる事由が，なるべく広く解釈されるようにするためには，最後の一般的包括文言（any cause beyond the control of

42　岩﨑，前掲書，146 ページ。
43　岩﨑，前掲書，146–147 ページ。

the parties）を，“any other cause beyond the control of the parties whether of the same kind as the causes before enumerated or not”と工夫することにより，達成できるとの見解もある」との紹介もあり，本稿の別表第 1 で挙げた条項例にも，例示文言の B–4 を採用してそれを試みるものも見られるが，「今のところ，英米の判例において，この一般的包括文言の範囲が争われた事例はなく，裁判所がどう判断するか疑問は残る」とも言われる[44]。

「同種文言の原則」に従って解釈される場合，例示文言はその射程を著しく狭められ，その結果，別表第 1 に見られるような諸契約の不可抗力条項が一様に同一の内容を意味しているとは到底主張できなくなりそうである。つまり，契約の準拠法がいずれの国の法になるか次第で，不可抗力条項の意味するところが変化するという訳である。

また，この「同種文言の原則」の問題は，英米法か大陸法かという比較法に基づく解釈論だけでなく，ドラフティング時点の異文化コミュニケーションの問題にも隣接していると指摘できるかもしれない。いくら共通言語としての英語で契約書を起草し不可抗力条項をドラフトしたとしても，両当事者の目に映る英文は同一なのに，意味するところが異なる可能性は十分にある。つまり，不可抗力条項に見られる列挙事由や一般的包括文言の働き，射程がいずれの文化に照らすかによって異なる。「一を聞いて十を知る」を理想とし[45]，「皆まで言うな」を常套句とする[46]我々日本文化と，想定のすべてを列挙しようとし，その逆に明示から漏れている要素は漏れているものとして扱う英米法系の考えとでは，同じ不可抗力条項の解釈だけでなく，不可抗力条項のそもそもの描き方に大きな差が発生することが予測できる。我々はこのような性向を認識してドラフティング

44　岩﨑，前掲書，147 ページ。
　結果はどうもまだはっきりしないのであるから，不可抗力条項の効果を拡張し，できるだけたくさんの事柄を不可抗力事由とするためには（たとえダメ元でも），“or any other similar or dissimilar causes”といった文言を挿入するのが現時点における最大限の工夫と言えそうである。

45「〔論語　公冶長〕物事の一端を聞いただけで，その全体を理解するほど，聡明である」。松村明編『大辞林［第 3 版]』三省堂。
　Lee, Schwarz, Coyle, Boulton, and Kameda（2014），“Important Business Considerations For Successful Entry Into The China Market,” *Journal of Business Case Studies,* Vol.10, No.1, PP.65–82 は，Kopp, R.（2002），Communication problems bedevil non-Japanese execs., *The Nikkei Weekly,* P.11 を引用して，日本人のコミュニケーションスタイルを「一を聞いて十を知る」寡黙なスタイルと性格付け，それは単一民族であるがゆえにアメリカ人ほど言葉を（話すという点でも書くという点でも）必要としないと評している。“The Japanese are homogeneous people and don't have to speak and write as much as Americans do. What they say by one word, they understand ten”（at 74）. 逆に，ひょっとすると，対比されているアメリカ人の多弁は，人種のるつぼという文化に由来するだけではなく，約束の履行が厳格に求められるがゆえに（英米契約法），言葉の意味の範囲も厳格であって（同種文言の原則」），そのため「責任範囲についてはすべて言葉として明瞭化せよ」という法的なプレッシャーが働いているのも一因であるのかもしれない。

46「全部言わなくてもよい，全て打ち明けなくてもよい，などの意味の表現。大体のことは察したから，もう洗いざらい言葉にして伝えなくてもよい，といった意味合いで用いられることが多い」。Weblio 辞書実用日本語表現辞典（http : //www.practical-japanese.com/ において 2014 年 1 月 13 日に「みなまでいうな」と検索）。

を行う必要がある。

4. 国際企業実務の慣行

前述した通り，我が国の国際商取引をめぐる契約実務においては，「契約書をめぐって不可抗力条項をドラフトするにはどのような事柄を不可抗力事由として挙げるかという考慮こそが重要である」と考え，「したがって不可抗力とは単に『天変地異』と書くのでなく，数々の事項を例示列挙しなければならない」と心掛けているのが慣行であるように伺われる[47]。「しかしそういうとどんどんややこしくなるので，ここでは代表的な4種類の事柄だけで，あえて簡単に書く方法を提案しておこう。［a force majeure event such as act of God, war, governmental act or labour dispute］実際この四つのカテゴリーで多くの不可抗力はカバーされるので，これでギリギリ最低限の役には立つだろう」と簡素でも良いとする向きもある[48]。しかし，例えば，「どのような場合に不可抗力に該当するかについては，争いになることが多く，一般的には不可抗力とされる事由はできるかぎり詳細に列挙することが望ましいとされています[49]」という方が多数派であるように思われる。結局のところ，国際取引契約実務では，例示列挙をできるだけ細かく網羅的に具体的に示す方が免責の範囲を拡大すると信じられつつあるように考えられる。

その結果，免責の範囲の拡大と縮小をめぐって，個別の契約毎に契約交渉が当事者間で行われ，交渉の結果獲得された線引きが契約書の不可抗力条項に反映されることになる。例えば，CISG に関連する議論の中で，契約中に置かれた不可抗力条項は，CISG 第 79 条と同一の効果を持つものではなく，「79 条の免責の要件・効果を更に拡張するもの」とされるが，どの程度拡張するかは，契約交渉次第であるとされているのが現状のようである[50]。契約書実例をもとにした不可抗力条項中の列挙された不可抗力事由が，別表第 1 に見られるように，契約毎にまちまちであるのは交渉成果の反映のせいであろうという理解も可能である。

つまり，不可抗力条項は，当事者間のみに固有・属人的な契約の一部に留まるものであって，ビジネス社会のソフトローとは呼べそうもない。

47 中村，前掲『国際動産売買契約法入門』215 ページ。ほかに，ドラフティングの仕方で効果が変わることを詳述するものとして，浜辺，前掲書，62–82 ページ。さらに，売買契約の不可抗力条項に関し，（売主と買主とでは立場が違うため）「買主としては，不可抗力条項はすべて削除するか，あるいは少なくとも限定的に規定し，ストライキや工場の事故など不可抗力と言えるかどうか曖昧な事由は不可抗力事由から極力除外するよう交渉すべきである」との指摘も見られる。北川俊光・柏木昇『国際取引法［第 2 版（補訂）］』有斐閣，2008 年，139 ページ。

48 中村，前掲書（前掲注 39），109 ページ参照。

49 牧野和夫・河村寛治・飯田浩司『国際取引法と契約実務［第 3 版］』2013 年，245 ページ。

50 先に触れた杉浦，前掲論文，39–40 ページは，田中・中川・仲谷編，前掲書に添付の約款を題材に，79 条を考慮しながら，補強策を論じている。

Ⅴ　ICC の試み

本稿でこれまで述べてきたことは，企業の契約実務でどのような不可抗力条項が用いられているか（現実の実務慣行が不可抗力条項というソフトローを生み出すか否か）という視点に基づくが，不可抗力条項のソフトロー化については，別の視点がある。国際商取引の安全と円滑のため，まさにソフトローの典型例であるインコタームズや信用状統一規則といった援用可能統一規則の策定の努力を積み重ねている国際商業会議所（ICC）ならではの取組みである。

ICC は，援用可能な契約条項として“ICC FORCE MAJEURE CLAUSE 2003”を公表している。これを各契約の当事者に援用させることで，国際商取引社会で慣行的に共有された不可抗力条項を確立しようという訳である。その“Introductory Note on the Application and General Structure of the Clause”は次のように説明している。

> This clause, known as the“ICC Force Majeure Clause 2003”, is intended to apply to any contract which incorporates it either expressly or by reference. While parties are encouraged to incorporate the Clause into their contracts by its full name, it is anticipated that any reference in a contract to the ‘ICC Force Majeure Clause’ shall, in the absence of evidence to the contrary, be deemed to be a reference to this Clause. The general structure of the Clause is to provide contracting parties both with a general force majeure formula and with an off-the-peg list of force majeure events.
> (筆者仮訳：「ICC 不可抗力条項 2003」として知られる本条項は，明示的にか援用によるかいずれにしても，本条項を組み込む契約に適用されるべく意図されている。契約当事者には，本条項をその完全な名称で自分たちの契約に取り込むようお勧めするが，契約中の「ICC Force Majeure Clause」への言及は，反対に解する論拠が無い限り，本条項を指すものとみなされるものとする。本条項の一般的な枠組みは，契約当事者に，不可抗力についての一般的定型句及び不可抗力事象の既製リストの両方を授けるものである。)

ただ，ICC の用意した“ICC FORCE MAJEURE CLAUSE 2003”はいささか大部に過ぎる感がある。世界のビジネスマンも，これほど仰々しいと利用するのに躊躇するのではないだろうか。例えば，不可抗力事由の列挙は以下の通り非常に多い[51]。

---

51 “ICC FORCE MAJEURE CLAUSE 2003”の Paragraph 3 参照　http://www.iccbooks.com/Home/force_majeure.aspx

第5例

［a］war（whether declared or not）, armed conflict or the serious threat of same（including but not limited to hostile attack, blockade, military embargo）, hostilities, invasion, act of a foreign enemy, extensive military mobilisation ;
［b］civil war, riot rebellion and revolution, military or usurped power, insurrection, civil commotion or disorder, mob violence, act of civil disobedience ;
［c］act of terrorism, sabotage or piracy ; ［d］act of authority whether lawful or unlawful, compliance with any law or governmental order, rule, regulation or direction, curfew restriction, expropriation, compulsory acquisition, seizure of works, requisition, nationalisation ;
［e］act of God, plague, epidemic, natural disaster such as but not limited to violent storm, cyclone, typhoon, hurricane, tornado, blizzard, earthquake, volcanic activity, landslide, tidal wave, tsunami, flood, damage or destruction by lightning, drought ;
［f］explosion, fire, destruction of machines, equipment, factories and of any kind of installation, prolonged break-down of transport, telecommunication or electric current ;
［g］general labour disturbance such as but not limited to boycott, strike and lock-out, go-slow, occupation of factories and premises.

つまり，これらをすべて理解したうえで利用するとなると利用しにくそうではある。それでも，契約書ドラフティングに当って，不可抗力条項については，国際商業会議所の“ICC FORCE MAJEURE CLAUSE 2003”のその名を援用するだけで良いのであるから，将来的には，この条項を援用することが標準とならないとも限らない。

Ⅵ　お わ り に

本稿では，国際契約中に定例的・定型的に現れる一般条項は，多少の表現の違いがあっても，当事者を拘束する効果は同一ではないかという着想から，これらはもはやソフトローではないのかと考え，まず「不可抗力（Force Majeure）条項」を採り上げて，そこにソフトロー性が認められるかどうかについて検討をした。不可抗力条項の意義を整理したうえで，国際契約実務において，不可抗力条項の標準化が現状において見られるかを，国際契約書ドラフティングに関する文献（解説書等）掲載の契約例を使って検証したのである。その結果としては，現実に用いられている不可抗力条項は，定型的とは言えそうもないほど，列挙されている不可抗力事由をめぐって極めてバリエーションの

あるものであることが分かった。また，不可抗力条項については，例示文言があるので，不可抗力条項のうち列挙事由が数少ないものも，数多いものも，同じことを言っているに過ぎないのではないかという点についても検討したが，英米法には「同種文言の原則」があるため，英米法下で解釈される場合と大陸法下で解釈される場合とでは，不可抗力文言の列挙事由及び例示文言の射程が異なるがゆえに，不可抗力条項に一様な内容を見いだせないという結論に至った。結局，現在，企業の国際契約実務で使用されている不可抗力条項の全体を見渡して，それが「ソフトロー」を形成しているとは言えないようである。ただ，例外的に ICC が，インコタームズや信用状統一規則といった統一規則同様に，援用可能な標準化された不可抗力条項を用意しているという点は，将来ソフトローとして活用される可能性を残す。

今回の検証では，英米法国において不可抗力条項がどのように解釈されているかに関して，十分な言及が出来ていない[52]。現在個々の契約書に用いられている不可抗力条項（例えば，別表第一にリストされた不可抗力条項）が，英米法を準拠法とするときに，射程を厳しく解釈された結果，どのような効果をもたらすかを検討する必要がある。英米法下の解釈が大陸法諸国のビジネスマンが意図するものと異なるのであれば，予想通りの答えを得るために，どのようなことをなすべきかという議論がさらにできるはずである。現状は別にして，不可抗力条項がソフトロー化しないと決まったわけではない[53]。

今回の検討では，英米法の考えが不可抗力条項ドラフティングの背景にあることを再認識した。結局のところ，準拠法が大陸法の国の法であるとしても，英米法の概念に引きずられて，不可抗力条項をより厳密にドラフトしているとすれば，それは，（国際私法分野で扱われるべき）準拠法の黙示の分割指定を実質的に行っているに等しいものの

52　本稿では英米法系の判例を十分検討できなかったが，例えば，米国の第７巡回区連邦控訴裁判所判決である Wis. Elec. Power Co. v. Union Pac. R. R. Co., 557 F.3d 504, 507（7th Cir. Wis. 2009）によれば，“But it is essential to an understanding of this case that a force majeure clause must always be interpreted in accordance with its language and context, like any other provision in a written contract, rather than with reference to its name. It is not enough to say that the parties must have meant that performance would be excused if it would be“impossible”within the meaning that the word has been given in cases interpreting the common law doctrine”（筆者仮訳：しかし，本件を理解するにあたって最重要な点とは，不可抗力条項は，その条項名を挙げることよりはむしろ，契約書中の他の規定同様，常に，条項の文言と文脈に沿って解釈されなければならないということである。コモンローの法理を解釈している諸判決において不可抗力という言葉に付与された意味の範疇で，履行が「不可能」であるならばその履行は免責されると当事者が意図していたに違いないとまでは言えない）とされる。つまり，包括的な免責を認めるのではなく，契約上の個別の文言次第で免責の範囲が変わるものとされているようである。

53　なお，既述の第２例は，不可抗力により，不履行が６ヵ月を超えて続く場合に，契約の終了または修正について，再交渉する義務を付加している。この部分は，一般的な不可抗力条項に必ずしも備わるものではないが，両当事者間の関係を友好裏に修復しようと努めるべきであることは当然であるから，今後，不可抗力条項がソフトロー化していく可能性があるなら，この再交渉義務も含めて進行することもありえるだろう。ユニドロワ国際商事契約原則は，不可抗力による不履行に関する再交渉義務の規定を有しないが（第7. 1. 7条），ハードシップに関する再交渉の規定を有する（第6. 2. 3条）。曽野裕夫，前掲論文，335ページ参照。

ような気もしてくる。不可抗力条項のドラフティングに限定したステージにおいて，大陸法系の過失責任主義を黙示的に排除しているかのような処理をしていることになっているのではないだろうか。

また，本稿では，あらためて異文化コミュニケーションの問題も認識した。不可抗力条項の中に最もよく登場する“acts of God”というフレーズ1つを取っても（“acts of God”の“God”をとらえても当事者によってどの神かが異なるわけであろう），国際的に統一された意味があるのか判然としない。既述したが，契約当事者が想定する不可抗力事象の概念1つ1つも，法解釈の問題だけでなく，異文化コミュニケーションの問題を孕んでいる。

以上のような点を課題として，今後も不可抗力条項について注目してみたい。

別表第1　不可抗力条項に見られる不可抗力事由及び例示文言の比較表

＊不可抗力事由を6つに分類し以下に示す。その中でそれぞれの事由をアルファベットで示す。

①天変地異（a. 天災（包括）：acts of God/acts of nature/the elements, b. 地震：earthquake, c. 嵐・台風：storm / typhoon/hurricane, d. 洪水：flood, e. 高潮：tidal wave, f. 雷：lightning, g. 疫病：plague/ epidemics, h. 海難：perils of the sea, i. 地滑り：landslide, j. 干ばつ：drought, k. 悪天候：adverse/severe weather conditions, l. 火山爆発：volcanic eruption, m. 不可抗力（包括）：force majeure）

②争乱・戦闘的行為（a. 戦争：war, b. 戦争類似の状況：warlike conditions, c. 戦闘：hostilities, d. 内乱：civil commotion, e. 暴動： riots, f. 公衆の敵：public/common enemy, g. 反乱：insurrection, h. 革命：revolution, i. 略奪：looting, j. 日本製品のボイコット：boycotting（of Japanese goods），k. 市民の不服従：civil disturbance, l. 武力衝突：armed conflict, m. 軍事活動：military activity, n. 国家有事：state of national emergency）

③公権力による規制（a. 規則・命令：governmental regulations or orders/directions, b. 政府規制：government restrictions/acts of government, c. 法：laws, d. 行政指導：administrative guidance, e. 検疫：quarantine, f. 出入港禁止措置：embargoes, g. 戦時動員：mobilization, h. 徴用：requisition, i. 輸出禁止：prohibition of export, j. 輸出（入）許可の発行拒否：refusal of issuing export/import licenses, k. 制裁：sanctions, l. 封鎖：blockade, m. 貿易管理：trade control, n. 司法等の判決・決定：decision of any competent authority）

④労働問題（a. ストライキ：strikes/work stoppage, b. ロックアウト：lockouts, c. 労働紛争：labour disputes /troubles/difficulties/disturbances, d. 怠業：slowdown, e. 操業妨害：sabotage）

⑤人災的事故（a. 火災：fire, b. 緊急事態の勃発：outbreak of a state of emergency, c. 事故：accident, d. 爆発：explosion, e. 難破・衝突：wreck, f. 機械の故障・装置の不具合：breakdown of machinery/ malfunction of equipment, g. 航行上の事故・危険：accident/hazards of navigation, h. 惨事：catastrophe（s）/casualty, i. 停電：power outage（s））

⑥間接的なインフラ障害（a. 商品供給者の破産：bankruptcy/insolvency of the manufacturers/ suppliers, b. エネルギー供給の不足・規制：shortage/control of energy supply（petroleum products/ fuel/ electricity），c. 水・原材料の不足・規制：shortage/control of water/ raw materials, d. 輸送手段の使用不能：unavailability of transport facilities, e. 船積・荷降施設の使用不能：unavailability of loading or discharging facilities, f. 港湾渋滞：port congestion, g. 海運ストライキ：marine strike, h. 国際通貨制度の実質的変更：substantial changes of the present international monetary system, i. 甚だしい経済的混乱：severe economic dislocation, j. 労働力の不足：shortages of labour, k. モラトリアム：moratorium, l. 出荷指示・運送契約の解約・保留：cancellation or suspension of shipping orders or freight contracts）

＊また，以下の例示文言を，A−1/2, B−1/2/3/4として示す。

A−1 : including, without limitation　A−2 : including but not limited to
B−1 : , or any other cause（s）　B−2 : , or any other similar cause（s）
B−3 : by any occurrence whatsoever　B−4 : , or any other similar or dissimilar causes

	①	②	③	④	⑤	⑥	免責当事者	A	B
（1）	a	abcde	a	ab	ab	×	双方	1	2
（2）	ad	abe	b	a	ac	×	双方	×	1
（3）	abcdefg	abdefghj	abcdefghijl	abc	acde	abcdef	一方（売主）	2	3
（4）	a	ae	×	×	×	g	一方（買主）	×	1

（5）	m	×	×	×	×	×	双方	×	1
（6）	a	×	×	×	×	×	双方	×	×
（7）	agd	abcehi	abk	ab	a	×	双方	2	×
（8）	ag	ad	×	×	×	×	双方	×	2
（9）	acd	aeg	bfl	ac	acd	×	双方	×	2
（10）	×	×	×	×	×	×	双方	×	3
（11）	abcd	ae	×	a	a	×	双方	×	4
（12）	abcdeh	acdehj	aefgim	abcde	acdf	abcdehi	一方（売主）	2	1
（13）	×	ak	a	c	×	×	双方	2	×
（14）	abcdeg	ad	×	a	a	×	双方	×	1
（15）	a	f	b	c	×	×	双方	×	1
（16）	abcdegih	abdeg	abcefijgl	abde	acdfg	bce	一方（売主）	2	1
（17）	abdjk	aefgk	abfjln	abc	adfg	bcdj	双方	1	1
（18）	abcde	ae	aci	a	ad	×	一方（売主）	×	1
（19）	×	×	×	×	×	×	双方	×	3
（20）	a	al	×	×	×	×	一方（買主）	×	2
（21）	bd	aeg	bcfl	ac	ac	k	双方	×	1
（22）	ag	ad	×	×	×	×	双方	×	2
（23）	abdgjl	adegh	bil	ab	ac	l	一方（売主）	×	1
（24）	abdgjl	adegh	bil	ab	ac	l	双方	×	1
（25）	×	×	×	×	×	×	双方	×	3
（26）	ac	acde	abcf	ae	acd	×	双方	×	4
（27）	acd	ae	×	×	a	×	双方	×	4
（28）	abdgk	aefgm	be	abce	acdh	bcj	双方	×	1
（29）	abd	ae	×	a	a	×	双方	×	4
（30）	×	×	×	×	×	×	双方	×	×
（31）	×	an	a	×	×	×	一方（Licensee）	×	×
（32）	ad	ag	bf	a	a	×	双方	2	×
（33）	abdg	adef	acfn	abce	adih	×	双方	×	2

（１）前掲第１例の不可抗力条項。田中信幸・中川英彦・仲谷卓芳編『国際売買契約ハンドブック［改訂版］』有斐閣，1994年，201ページの不可抗力条項解説文例。
（２）前掲第２例。吉川達夫・森下賢樹・飯田浩司編著『ライセンス契約のすべて【基礎編】－ビジネスリスクと法的マネジメント－［第２版］』レクシスネクシス・ジャパン，2011年，178–195ページの「製造販売ライセンス契約」。
＊以下，（1）（33）を除き，全文が掲載されている契約例から不可抗力条項を抜粋して検討した。
（３）伏見和史『英文売買書式と取引実務』商事法務，2006年，182–192ページの「輸出書式」。
（４）同上，193–201ページの「輸入書式」。
（５）長谷川俊明『はじめての英文契約書起案・作成完全マニュアル』日本法令，2003年，210–223ページの「ライセンス契約」。
（６）同上，224–245ページの「ソフトウェア・ライセンス契約」。
（７）同上，252–273ページの「販売店契約」。
（８）日野修男・出澤秀二・竹原隆信・杉浦幸彦・水谷孝三『モデル文例つき英文契約書の知識と実務』日本実業出版社，1997年，370–379ページの「特許ライセンス契約」。
（９）同上，412–423ページの「総代理店契約」。
（10）同上，424–437ページの「独占販売店契約」。
（11）亀田尚己編著・平野英則・岸田勝昭・長沼健・吉川英一郎著『現代国際商取引』文眞堂，2013年，67–71ページの「個別売買契約（裏面約款）」。
（12）唐澤宏明『国際取引－貿易・契約・国際事業の法律実務－』同文舘出版，1996年，350–353ページの「輸出契約書の裏面（約款）」。
（13）同上，354–363ページの「ライセンス契約書」。
（14）大貫雅晴『英文販売代理店契約－その理論と実際－』同文舘出版，2010年，204–219ページの「独占的販売店契約」。なお，221ページの「Sales Confirmation（裏面）」は前掲（12）と同一であるので省略する。

（15）大貫雅晴『国際技術ライセンス契約－交渉から契約書作成まで－[新版]』同文舘出版，2008年，253–283ページの「特許およびノウハウ実施許諾契約」。
（16）田中信幸『新国際取引法』商事法務研究会，1998年，323–330ページの「国際売買契約雛型」。なお，同331–341ページの「国際技術援助契約雛形」や342–350ページの「国際合弁会社契約雛形」には不可抗力条項は見当たらない。
（17）田中信幸・中川英彦・仲谷卓芳編『国際売買契約ハンドブック［改訂版]』有斐閣，1994年，290–296ページの「長期売買契約書（化学品)」。
（18）野副靖人『英文ビジネス契約書の読み方・書き方・結び方』中央経済社，2005年，149–170ページの「売買契約書」。
（19）同上，171–195ページの「独占的販売店契約」。＊例示が無い珍しい条項例である。
（20）同上，196–204ページの「個別契約申込書（発注書）記載の裏面約款」。
（21）同上，205–229ページの「製造委託契約書」。
（22）同上，230–258ページの「ノウハウ・ライセンス契約」。＊なお，259ページ以下の「秘密保持契約」「貨物寄託基本契約書」「事務所賃貸借契約書」「電子商取引契約書」には不可抗力条項は見られない。
（23）牛嶋龍之介『入門国際取引の法務』民事法研究会，2011年，204–209ページの「売主用の売買契約書」。
（24）同上，210–215ページの「買主用の売買契約書」。
（25）同上，216–224ページの「販売店契約書」。
（26）同上，225–242ページの「合弁契約書」。＊例示文言として“or other similar of different contingency beyond the reasonable control of the parties hereto”とあるが，“similar or different”の誤りではないかと推察する。

＊243ページ以下の「株式取得契約書」「資産取得契約書」「ライセンス契約書」には不可抗力条項は見られない。

（27）吉川達夫編著『国際ビジネス法務～貿易取引から英文契約書まで～』レクシスネクシス・ジャパン，2009年，201–204ページ（吉川）の「販売代理店契約」。＊209ページ以下の「役務提供契約」「守秘義務契約」「合弁契約」には不可抗力条項は見られない。
（28）吉川達夫・河村寛治編著『実践英文契約書の読み方・作り方』中央経済社，2002年，181–197ページの「製造委託」。＊“Force Majeure”というタイトルではなく“Excusable Delay”というタイトルがついている。

＊111–175ページの「製造ライセンス」「売買」「意向書」「株式売買」には不可抗力条項は見られない。

（29）吉川達夫・河村寛治・植村麻里・曽我しのぶ『国際法務と英文契約書の実際』ILS出版，2000年，8–15ページの「総販売輸入代理店契約」。
（30）吉川達夫・森下賢樹編著『ライセンス契約のすべて【実務応用編】－交渉から契約締結までのリスクマネジメント－』レクシスネクシス・ジャパン，2010年，148–154ページの「技術移転契約書」。
（31）同上，163–173ページの「商品化契約」。
（32）同上，206–215ページの「クロスライセンス契約」。
（33）Bortolotti, F.,（2008）*Drafting and Negotiating International Commercial Contracts : A Practical Guide,* Paris, ICC Services Publications, at 179.“Force majeure clause［US contract］”

＊謝辞：本稿は，文部科学省科学研究費25380585〔基盤研究（C）「国際取引における実務と法制度の共進化－ソフトローとハードローの観点から－」（研究代表者：長沼健)〕による研究助成を受けた成果である。助成に対して深く感謝申し上げる。

主な参考文献等

道垣内正人『国際契約実務のための予防法学－準拠法・裁判管轄・仲裁条項』商事法務，2012年。
淵邊善彦『契約書の見方・つくり方』日本経済新聞出版社，2012年。
藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』有斐閣，2008年。
伏見和史『英文売買書式と取引実務』商事法務，2006年。
浜辺陽一郎『ロースクール実務家教授による英文国際取引契約書の書き方　第1巻（改訂版)』ILS出版，2007年。
長谷川俊明『はじめての英文契約書起案・作成完全マニュアル』日本法令，2003年。
長谷川俊明「英文契約ABC 第4講不可抗力条項」『国際商事法務』第11巻第7号，1983年，476–477ページ。
日野修男・出澤秀二・竹原隆信・杉浦幸彦・水谷孝三『モデル文例つき英文契約書の知識と実務』日本

実業出版社，1997 年。
飯田浩隆「英米型契約条項のレビューの視点」『BUSINESS LAW JOURNAL』第 61 号，2013 年，44–45 ページ。
伊藤正巳・加藤一郎編『現代法学入門［第 4 版］』有斐閣，2005 年。
岩崎一生『英文契約書－作成実務と法理－［全訂新版］』同文舘，1998 年。
甲斐道太郎・石田喜久夫・田中英司・田中康博編『注釈国際統一売買法Ⅱ－ウィーン売買条約－』法律文化社，2003 年。
亀田尚己『ビジネス英語を学ぶ』筑摩書房，2002 年。
亀田尚己編著・平野英則・岸田勝昭・長沼健・吉川英一郎著『現代国際商取引』文眞堂，2013 年。
唐澤宏明『国際取引－貿易・契約・国際事業の法律実務－』同文舘出版，1996 年。
北川俊光・柏木昇『国際取引法［第 2 版（補訂）］』有斐閣，2008 年。
木下毅『英米契約法の理論［第 2 版］』東京大学出版会，1985 年。
小林一郎「英米型契約との比較から見た日本の契約実務の特徴」『BUSINESS LAW JOURNAL』第 61 号，2013 年，18–23 ページ。
小寺彰・道垣内正人編『国際社会とソフトロー』有斐閣，2008 年。
牧野和夫『やさしくわかる英文契約書』日本実業出版社，2009 年。
牧野和夫・河村寛治・飯田浩司『国際取引法と契約実務［第 3 版］』2013 年。
舛井一仁『改訂国際取引法の学び方－基礎理論・実務・情報収集－』敬文堂，2001 年。
松岡博『国際取引と国際私法』晃洋書房，1993 年。
松岡博編『レクチャー国際取引法』法律文化社，2012 年。
三橋文明「不可抗力条項について」『商学論纂』（中央大学）第 8 巻第 5 号，1967 年，41–63 ページ。
本林徹「プラント契約と不可抗力条項」『海外商事法務』第 122 号，1972 年，35–37 ページ。
中村秀雄『英文契約書取扱説明書－国際取引契約入門－』民事法研究会，2012 年。
中村秀雄『国際動産売買契約法入門』有斐閣，2008 年。
中矢一虎『貿易実務入門と英文契約書の読み方』創元社，2009 年。
新堀聰『ウィーン売買条約と貿易契約』同文舘出版，2009 年。
西美友加「震災後の国際企業法務－Force Majeure 規定」『国際商事法務』第 39 巻第 4 号，2011 年，463–465 ページ。
則定隆男・椿弘次・亀田尚己編『国際ビジネスコミュニケーション』丸善，2010 年。
野副靖人『英文契約書のための和英用語用例辞典』中央経済社，2012 年。
野副靖人『英文ビジネス契約書の読み方・書き方・結び方』中央経済社，2005 年。
小原三佑嘉「国際取引・閑話休題（Ⅱ）－契約中に結ぶべき標準不可抗力条項について－」『国際金融』第 940 号，1995 年，64–66 ページ。
大貫雅晴「中小企業のための貿易取引契約基本実務第 5 回」『JCA ジャーナル』第 60 巻第 4 号，2013 年，16–22 ページ。
大貫雅晴『英文販売代理店契約－その理論と実際－』同文舘出版，2010 年。
大貫雅晴『国際技術ライセンス契約－交渉から契約書作成まで－［新版］』同文舘出版，2008 年。
齋藤民徒「『ソフト・ロー』論の系譜」『法律時報』第 77 巻第 8 号，2005 年，106–113 ページ。
澤田壽夫・柏木昇・杉浦保友・高杉直・森下哲朗編著『マテリアルズ国際取引法［第 2 版］』有斐閣，2009 年。
潮見佳男・中田邦博・松岡久和編『概説国際物品売買条約』2010 年。
曽野裕夫「ウィーン売買条約（CISG）と債権法改正」日本国際経済法学会編（柏木昇編集代表）『国際経済法講座Ⅱ－取引・財産・手続』法律文化社，2012 年，322–341 ページ。
杉浦保友「実務的インパクトの検討」『ジュリスト』第 1375 号，2009 年，32–42 ページ。
杉浦保友・久保田隆編『ウィーン売買条約の実務解説［第 2 版］』中央経済社，2011 年。
高桑昭『国際商取引法［第 3 版］』有斐閣，2011 年。

高桑昭『国際取引における私法の統一と国際私法』有斐閣，2005 年。

田中信幸『新国際取引法』商事法務研究会，1998 年。

田中信幸・中川英彦・仲谷卓芳編『国際売買契約ハンドブック［改訂版］』有斐閣，1994 年。

チャールズ・M・フォックス（道垣内正人監訳・（株）日立製作所法務本部英米法研究会訳）『米国人弁護士が教える英文契約書作成の作法』商事法務，2012 年。

富澤敏勝『国際取引法入門－当事者の視点から－』窓社，1999 年。

富澤敏勝・伏見和史「国際取引契約における不可抗力条項とハードシップ条項」『企業法学』第 10 巻，2003 年，161–182 ページ。

植田淳「国際取引契約における Force Majeure 条項と Hardship 条項」『神戸外大論叢』第 42 巻第 6 号，1991 年，55–80 ページ。

牛嶋龍之介『入門国際取引の法務』民事法研究会，2011 年。

渡辺達徳「ウィーン売買条約と日本民法への影響」『ジュリスト』第 1375 号，2009 年，20–31 ページ。

山田鐐一『国際私法（第 3 版)』有斐閣，2004 年。

吉川達夫『国際ビジネス法務～貿易取引から英文契約書まで～』レクシスネクシス・ジャパン，2009 年。

吉川達夫・飯田浩司編著『英文契約書の作成実務とモデル契約書［第 3 版]』中央経済社，2011 年。

吉川達夫・河村寛治編著『実践英文契約書の読み方・作り方』中央経済社，2002 年。

吉川達夫・河村寛治・植村麻里・曽我しのぶ『国際法務と英文契約書の実際』ILS 出版，2000 年。

吉川達夫・森下賢樹編著『ライセンス契約のすべて【実務応用編】－交渉から契約締結までのリスクマネジメント－』レクシスネクシス・ジャパン，2010 年。

吉川達夫・森下賢樹・飯田浩司編著『ライセンス契約のすべて【基礎編】－ビジネスリスクと法的マネジメント－［第 2 版]』レクシスネクシス・ジャパン，2011 年。

Black's Law Dictionary（Bryan A. Garner et al. eds., 9th ed. 2009).

Bortolotti, F.,（2008）*Drafting and Negotiating International Commercial Contracts : A Practical Guide,* Paris, ICC Services Publications.

DiMatteo, L. A.,（2009）*Law of International Contracting*,（2nd ed.）The Netherlands, Kluwer Law International.

Folsom, R. H., Gordon, M. W. and Spanogle, J. A.,（2010）*Principles of International Business Transactions*,（2nd ed.）St. Paul, West.

Friedland, J. A.,（2002）*Understanding International Business and Financial Transactions,* New York, Matthew Bender & Company, Inc.［ジェロルド・A・フリードランド（久保田隆・田澤元章監訳）『アメリカ国際商取引法金融取引法』レクシスネクシス・ジャパン，2007 年].

Garro, A. M.,（2007）Force Majeure and CISG Article 79 : Competing Approaches and Some Drafting Advice, *Drafting Contracts Under The CISG,* ed. by Flechtner, H. M., Brand, R. A., and Walter, M. S., New York, Oxford University Press, Inc.

International Chamber of Commerce,（2011）*ICC Model Subcontract,* Paris, ICC Services Publications.

Lee, Schwarz, Coyle, Boulton, and Kameda,（2014）Important Business Considerations For Successful Entry Into The China Market, *Journal of Business Case Studies,* Vol.10, No.1, PP.65–82.

O'Sullivan, J. and Hilliard, J.,（2012）*The Law of Contract*,（5th ed.）Oxford, Oxford University Press.

Poole, J.,（2012）*Textbook on Contract Law,*（11th ed.）Oxford, Oxford University Press.

ICC, ICC Force Majeure Clause 2003–ICC Hardship Clause 2003 http : //www.iccbooks.com/Home/force_majeure.aspx（2013/12/04).

Kameda, Naoki,（2013）Japanese Global Companies : The Shift from Multinationals to Multiculturals, *Global Advances in Business Communication :* Vol.2 : Iss.1, Article 3, http : //commons.emich.edu/gabc/vol2/iss1/3（2013/12/07).